

令和2年度 第3回川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 摘録

【会議の概要】

開催日時	令和2年8月7日（金）14時から15時30分まで
開催場所	産業振興会館 11階第6会議室
出席者の氏名	委員 (五十音順) 相川 隆俊 川崎市民生委員児童委員協議会 副会長 内田 治彦 川崎市全町内会連合会 常任理事 小野 敏明 田園調布学園大学 名誉教授 (特非)日本地域福祉研究所副理事長 越水 詞郎 川崎市保護司会協議会 会長 横島 正志 川崎市身体障害者協会 事務局長 黒岩 亮子 日本女子大学人間社会学部 准教授
	オブザーバー 健康福祉局生活保護・自立支援室、健康福祉局地域包括ケア推進室、 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課、こども未来局総務部企画課 教育委員会事務局教育政策室
	事務局 健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
傍聴人の数	なし

【議事要旨】

発言者	発言要旨
事務局	(開会の挨拶)
鹿島室長	<p>前回6月2日の会議では第5期計画期間中の取り組み状況と実態調査、アンケート結果のご報告をさせていただきました。また次期計画の基本理念。目標等についてのご審議をいただいたという経過がございます。</p> <p>本日は地域福祉計画と地域包括ケアシステムの推進ビジョンとの関連性や、これから作る計画の施策体系の案をご提示させていただいています。また地域福祉計画に関する課題、論点についてご審議をいただければと考えています。</p> <p>また、本日はご案内しておりますとおり、9階では社会福祉協議会のこの計画の策定委員の方々がご議論しておりますので、この会議が終わった後にそちらへ合流して一緒にお話をさせていただくというスケジュールになっております。長時間になりますが、よろしくお願ひします。</p>
事務局	(事務局からの連絡事項)
小野分科会長	<p>本日の会議の議題につきましては公開の取扱いとなりますこと、ご了承いただきたいと存じます。傍聴の方がいらっしゃれば、ご入場ください。</p> <p>(傍聴者なし)</p>

	<p>それでは、報告事項（１）の川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項（１）「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性について」資料２に基づき説明。</p>
小野分科会長	<p>これについては何かご質問等ございますか。ないようでしたら次に進みまして、報告事項（２）の「各区における地域福祉計画策定に向けた検討状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項（２）「各区における地域福祉計画策定に向けた検討状況について」資料３に基づき説明。</p>
小野分科会長	<p>これについては特によろしいですね。続いて報告事項（３）の「第６期川崎市地域福祉計画目次と施策体系について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項（３）「第６期川崎市地域福祉計画目次と施策体系について」資料４・５に基づき説明。</p>
小野分科会長	<p>計画の施策体系について資料４と５に基づいて報告がございましたが、ご質問等よろしいですか。それでは次に進みます。続いて報告事項（４）の「地域福祉計画における圏域の考え方について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項（４）「地域福祉計画における圏域の考え方について」資料６に基づき説明。</p>
小野分科会長	<p>それでは報告事項が終わりましたので、審議事項に入ります。（１）「地域福祉に関する課題から見る主な論点」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審議事項（１）「地域福祉に関する課題から見る主な論点」資料７・８に基づき説明。</p>
小野分科会長	<p>それでは審議に移ります。主な論点として、「地域づくりに向けた取り組み」、「災害時の地域での対応」、「成年後見制度の利用促進」の３点が示されました。順不同で構いませんので、ご意見を頂ければと思います。また、資料８にありましたが、第６期地域福祉計画の目標年次を超えて、もう少し中長期的な視点で想定される課題と目指す姿についても併せてご論議いただければと思います。それぞれご意見があれば、どの点についてか前置きしたうえで発言をお願いします。</p>
横島委員	<p>災害時の対応です。私は川崎市身体障害者協会からこの会議に出席させていただいておりますので、お手元に「市民の皆さまへ 災害時に障害者が困ること、お願いしたいこと」という冊子をお配りさせていただきました。こういうところは「障害者」という一つのくくりになってしまっていますが、その監修の中に、身体障害者協会に所属している団体がこれだけあります。それぞれ違う障害を持つ方たちが、自分たちはこういうことが困る、こういうことをしてほしいというポイントを明記しております。これをぜひ地域で活用していただきたく、今回提示させていただきました。</p>
相川委員	<p>成年後見制度の利用促進についてお聞きします。この資料の７ページ（１）の成年後見制度を取り巻く状況で、認知症高齢者数と精神障害者保健福祉手帳及</p>

	<p>び療育手帳を持っている方が約8万人、そのうち成年後見制度の利用者が2,559人、割合にして3%弱です。この数字から、成年後見制度の理解が低いことや制度利用につながっていない方が多くなっていることが考えられると、そう読み取っていいのでしょうか。例えば全国平均はどうか、参考にお伺いしたいなと思ったことが一つ。</p> <p>もう一点は、この8万人の方が全て利用対象者かもしれませんが、知的障害者に親御さんがいると、その親御さんが先に亡くなるかもしれないなど心配ごとがいろいろあります。また認知症高齢者ではその方にお子さんがいて、その子どもさんたちがある程度は親の介護をしている、そういうことが可能ではあります。そんな状況で8万人が全て利用することはないとしても、どの程度なら低いといえるのか、基準があれば教えていただきたい。</p> <p>最後に、この制度を促進する目的で協議会を設置するとありますが、他都市ではどうか、参考に教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>地域包括ケア推進室の地域保健担当課長の鈴木と申します。成年後見のこの人数が合わせて8万人、利用者が2,600人程度。これが低いのかというご質問ですが、国も目標値を特に掲げておりません。ただ、全国的に親族後見人さんは少なくなっていて、どちらかというと、弁護士さん・司法書士さん・社会福祉士さんといった専門職の方が多くなっているというデータは出ています。</p> <p>「人口の1%程度」と表現される学者さんもいらっしゃいます。そうすると川崎は1万5,000人となりますが、それが確実に厚労省の言う目標でもございませんので、資料ではこういう書き方になってはいますが、はっきりとした基準というものが無い状況ではあります。</p> <p>ただ、背景をみると認知症の方や1人暮らしの方が非常に増えてきて、消費者被害に遭われる方も、特に70歳代以上になると割合は高くなっているというところでは、例えば財産管理や何かを買うことについて、一緒に考えてくれる後ろ盾のような人がいてほしいという状況は、今後増えてくるだろうと予測しております。</p> <p>他都市の数字や全国平均ですが、すぐには出せないで申し訳ございません。もう一つ協議会については、川崎市は成年後見の連絡会というのを前々から設けておまして、各士業団体さんと関係機関とでお話し合いをする機会もごございます。昨年度はその連絡会を使わせていただきながら、協議を重ねておりました。その連絡会に、包括支援センターや障害者の相談支援センター、各区役所の方たちも交えたワーキングを設けて、この計画の素案についていろいろご意見を頂いたところでございます。</p>
小野分科会長	<p>法定後見、親族後見、知り合いに司法書士等の下で任意後見の契約をしてお願いするところもありますが、家庭裁判所にしても親族後見は権利侵害、財産被害が生ずるのであまり勧めないできた。それがここにかじを切ったのは、専門職による後見人が大変で不足状況があつてのことです。そこで親族後見というところが言われるようになってきました。</p>

	<p>ただ、認知症高齢者が今後増大することは見込まれていますので、後見人不足という状況は絶対的に考えられます。川崎市社会福祉協議会のあんしんセンターでやっている、後見まで至らない日常生活自立支援事業では金銭管理なども行なっています。そこで2カ月に一度の審査会があるのですが、10件前後ぐらい、自立支援事業で支援したけれども、判断能力が低下してしまい法的後見に移行するというケースが出てきています。そういう視点で見ると、関係機関の連携のような形で後見適用をしたり、よりスムーズにいくような体制を検討したりすることも確かに必要だと思います。</p> <p>今後の後見人不足に関しては、市民後見人を頑張って増やしていただくことと、NPO 法人と後見機関がもっとたくさんできてくれること。その推進策も必要なのかなと思います。</p>
<p>黒岩委員</p>	<p>地域づくりに向けた取り組みについて2点お伺いします。前回の会議でも、新型コロナウイルスのある中で地域福祉活動をどうするかという意見が出ていましたので。</p> <p>1点目の質問は、行政としては具体的には、地域住民の方の活動をどのように捉えているのか。社協は社協としての考えがあるように、行政としての視点ですね。そのこと自体を計画に載せるかは別の話ですが、例えば若い人の取り組みを後押しするとか、オンラインを使ってみるとか、もう少し踏み込んだものがないと地域住民には物足りない感じがします。</p> <p>もう1点が地区カルテを利用した地域マネジメントとは実際にどう進められるのかということです。この資料7の3ページでも、住民・専門職・行政での対話を通じてとありますが、例えば市民が「地区カルテを使ってこの地域でワークショップをしたいが、地区カルテはどこに行けば見られるのか」といったケースがあるかもしれません。それも「地域マネジメント」という言葉を一体誰が担っているのかが見えにくいと感じるからです。区役所なのか、地域見守り支援センターなのか、行政は人手不足と言われる中で、この点を明らかにしないと、地区カルテという言葉だけ出ても分からなくなってしまうのではないかと思いますので、お教えいただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まずコロナの関係ですが、健康福祉局全体、市役所の他の局も含めて新型コロナ対応は検討段階にあります。具体的なところはまだお示しできませんが、コロナ時代の地域福祉のあり方については、現状で2つほど検討しています。先ほどの資料4をご覧くださいませでしょうか。その第1章でコロナについて触れるという案がまず一つです。市計画の第1章は各区の地域福祉計画の序章にも該当しますので、その第1章で載せると各区の序章にも載ることになります。</p> <p>もう一つが第2章の3、本市における地域福祉を取り巻く状況や関連する取組ということで、今は(1)～(4)までありますが、ここではもう少し幅広く全体的な地域共生社会の取り組みや関連する計画を掲載していますので、コロナのことをここに定義するというようなやり方を考えています。具体的な中</p>

	<p>身については全庁的な議論というところですので、またそれを踏まえて、皆様にも伺いながら進めたいと考えています。</p>
黒岩委員	<p>コロナもそうですが、見えない不安を解消するということはこういう地域福祉活動では重要だと思います。マニュアルとまでいかななくても、安全安心を守る、心配だったらここに相談してくださいねと書いておくだけでも違います。</p> <p>あとは高齢化の流れの中で、在宅の人たちなどに向けて、今までしていたボランティアの流れで、何か新しいことを始めるのもいいかもしれません。例えば担い手育成講座のようなことを市が発信し、誰でも無料で受けられるなどです。今だからこそ何かしたいと思っている人たちはいるので、裾野を広げよう、今はこんなピンチだけど、その中で新たな芽もあるといったことも発信するといいいのではと思います。</p>
相川委員	<p>地区カルテに関連して。私も川崎区の地域福祉活動委員をしているのですが、先日もこれが話題になりました。地域特性を生かした計画にしようということで、非常にこれがよくまとまっています。地区民生委員児童委員協議会も、地区社会福祉協議会も、町会も、同じくくりでまとまっていて、何かしたいというときに活動がしやすいというメリットがあります。</p> <p>ただ、他の区を見てみると、民協で分けたり、字名で分けたり、地域によって異なるようです。例えば高津区の中では、橘という昔で言えば村がそのまま、伝統が残って1つの地区になっているところがある。区によって地域特性を生かした分け方をされているので、せっきく地区カルテという名称で出ているデータですから、市としてひとくくりにするのは難しいかもしれませんが、どう活用するかを整理していただきたい。</p>
事務局	<p>地区カルテは、基本的には住民や関係団体さんとの話の切り口になるよう、地域のいろいろな統計データをご覧いただけるようにまとめたという経緯です。今回のこの44圏域については、大小の違いはあるものの、いったんはこの形で分けさせていただき、今後活用していく上で使い勝手の面から圏域の見直しもありうるとして、今のところ進めている状態でございます。</p>
黒岩委員	<p>地区カルテに対して、地域に関するものをすべて取りまとめたものという印象から、全体を統括しているところについて先ほど質問しました。今のお話からするとみまもり支援センターではないということですか。</p>
事務局	<p>地区カルテを作ろうとしたときは、住民の方との対話を大事にして、その地域の強み弱みを整理して可視化することを目的に取り組みを始めました。</p> <p>そこでモデル的な地域で先行して、地域の課題を整理しましょうと話合いを重ねてきました。それが発展して、他の地域に広がっていきこうという話になったときに、大抵は地区社協や地区民協のエリアだったのですが、44のエリアすべてが必ずしもこの考え方に沿っていませんでした。区ごとに歴史があるように、実は地域ごとに色々な考え方がありました。</p> <p>オープンなデータだけを見ていくと、町丁別レベルでは人口に関するものしかなく、住民の方に地域の課題に気付いていただけるような統計やアンケート</p>

	<p>を入れられないかということで、先ほど課長の長井も話をしていたように、市内には 44 圏域あって、共通の部分を作ってこれら地区の比較ができればいいなど検討しているところです。地域で活動されている方たちに投げかけをさせてもらっているのですが、今後それをどう広げていくのが課題だと思っています。この中では事例として幸区の市営住宅を挙げさせてもらっていますが、また、幸区内の高層マンションへの働き掛けをモデル的にやっていたりもするので、全体にどう広げていくかも考えていかなければという状況です。</p> <p>ご質問の件ですが、地域に入るという意味では区役所のみまもり支援センターもあります。例えば高齢者ですと、地域包括支援センターへも、そういう視点を取り入れてみてもらえませんかという話はさせていただいています。もう少し広がりを持って取り組んでいけるよう、専門職にも働き掛けをして地域の方とのやりとりを増やしていくことができると考えております。</p>
<p>小野分科会長</p>	<p>地区カルテは専門職だけで進めるのではなく、事務局の話のように、基礎データは行政側で用意しても、あとは地域の実情を踏まえて住民と一緒に作ったほうがいいのではないかと。住民と一緒に作ることで、参加した住民は自分の地域における問題が認識できます。住民と一緒に作れば公開も非公開もありません。</p> <p>あと先ほど黒岩委員がおっしゃっていた通り、地域活動の担い手の高齢化や人材不足という問題が起きている。今までの福祉関係の人材の集め方だけはこのまま続けていいのかという課題があります。</p> <p>また、人材を養成してもフォローがない。例えば自殺対策のゲートキーパー養成講座を実施したら、参加者を組織化し、地域人材として活動できるようにしていくための支援が必要なはずですが、養成したきりです。認知症サポーターも多分同様でしょう。あとは若い人たちをどう地域の活動にいきなうかという課題も、さまざまところで小学校中学校の PTA と連動した動きをしていくという、そういう考えを持たないと新たな人材は得られないと思います。</p>
<p>越水委員</p>	<p>保護司の立場からしますと、人材確保は喫緊の課題です。なり手がなくて非常に困っています。今はどう確保しているかと申しますと、従来通り、各保護司が知り合いをスカウトしているだけです。それでは新しい人たちのなり手がおらず、そういう形ですから、親が辞めたらその息子がなれど。実は私もそうなのですが、これでは保護司は世襲制と言われてしまいます。町内会との連携もお願いしているのですが、民生委員もそうだと思いますけれども、何とかうまくできないものと非常に心配しています。</p> <p>私たち保護司がしている、罪を犯した者を社会へ復帰させるという活動も地域で受け止めてもらわなければやっていけません。川崎市は再犯防止推進計画というものを昨年の夏、策定しました。この中に様々な団体の方たちが参加させていただいています。こうした団体同士のつながりはあっても、地域社会とのつながりにおいては、うまく連携が取れていない気がしていたので、計画にどう入れ込むか話をしているものかとちょっと躊躇していたところです。</p>

小野分科会 長	資料4の計画の目次案に、第2章の3の(2)再犯防止に向けた取組と入っています。ここは保護司の方に関わっていただくことになると思います。
相川委員	私の小田地区には川崎自立会があります。数年前に新しくなって、今は無料で地域開放しています。私たちも民協で何回か利用したことがあります。昔は自立会といったら一般には避けられていた。そういう時代がありました。
越水委員	自立会の中に厚生保護サポートセンターという組織があります。これは法務省が各保護区、川崎市では各区に1つずつ保護区があって、保護区に1つサポートセンターということで予算計上して始まりました。川崎市では川崎区と中原区にあります。現在正式に活動しているのはその2つです。幸区は社協の施設を使わせていただくということではほぼ決まっています。 <p>というように、やはり社会福祉協議会の支援を受けながら活動しているので、再犯防止推進計画の中には、「川崎市のサポートセンターを造ることを推進します」と書いていただいています。そういう意味で社会福祉協議会を中心にした連携を取るという内容が、この目次案に書かれている「再犯防止に向けた取組」の中にも書いていただけると助かります。</p>
小野分科会 長	これだけはぜひ発言しておきたいという方はいらっしゃいますか。
黒岩委員	地区カルテのところですが、特に公立の学校では地域教育をしたいと思います。今は皆あまり遠出できない状態ですから、身近な所で連携していけるという意味でも、そういう活動にも地区カルテを使えないかなと思いました。
小野分科会 長	このあたりで予定していた議事を終えさせていただきたいと思います。事務局から何かございますか。
事務局	コロナの話も頂きましたが、一方で正しい知識がなかなか浸透していないことも感じています。今はある意味過渡期であり、この状況もしばらく続いていくと思います。 <p>具体的なお意見も示していただきましたので、参考にさせていただきます。ただ、地域福祉計画は正しい知識を補充するよりどころとなるものではございませんので、それを踏まえつつ、この過渡期の状況でどこまで書けるかという折り合いはご理解いただけたのではないのでしょうか。</p> <p>新規で入れようと思っています再犯防止については、推進計画をベースにしたアプローチとなりますが、改めてこういった場でご意見を集めさせていきながら作っていきたいと考えております。</p> <p>きょうはこの後、社会福祉協議会との意見交換会を行います。次回も今回同様に、意見交換会の時間を設けたいと考えております。小野分科会長、どうもありがとうございました。ほか何かよろしいでしょうか。</p>
小野分科会 長	具体的な調整は社会福祉協議会としていただくということで、次回の日程について事務局からお願いします。
事務局	次回の日程は、10月の12日の月曜日か、または16日の金曜日の午後のどちらかで開催したいと考えてございます。ご都合の悪い日程がお分かりでしたら

	<p>ら、お申し出ください。社会福祉協議会との調整も必要ですので、日程については改めてご連絡をさせていただきます。</p> <p>なおこの後の意見交換会につきましては 15 時 45 分から 9 階の第 3 研修室にて行います。</p> <p>以上をもちまして閉会させていただきます。本日はありがとうございました。</p>
一同	ありがとうございました。

以上